

役員及び評議員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人喫煙科学研究財団（以下「当財団」という。）定款第35条及び第18条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 報酬等を支給する対象者は、当財団の代表理事（理事長）及び業務執行理事（専務理事）とし、その他役員及び評議員については、無報酬とする。

2 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区分されるものとする。

(算定方法)

第3条 報酬等の金額は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当財団の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないように算定する。

2 前項の金額については、当該金額が年間、12百万円を越えない範囲で、評議員会で定める。

(支給方法)

第4条 前条第2項に定める報酬の月額は、当該支給対象者に対し、原則として毎月21日に、当該月分を銀行振り込みにより支給する。

2 その他支給に関して必要な事項については、当財団の「経理規程」の定めによる。

(附則)

1 この基準は、当財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。